



中労委命令は憲法・労働三権の否定だ 診断書行政訴訟 成田本部特執意見陳述

10月24日東京地裁で、診断書強要行政訴訟第1回口頭弁論が行われ、多数の組合員・OBが参加しました。本部成田特執が意見陳述を行い、年休取得に診断書提出を強要し、団交を拒否した会社の姿勢は労基法・労組法・憲法に抵触するものであり、これを容認する中労委命令は問題だと簡潔に訴えました。

終了後の集会で、関西の仲間が診断書提出を強要されているように、黙っていたら会社の攻撃を許してしまう、一丸となって闘おうと決意を確認しました。

【意見陳述の要旨】

組合員の「年休に診断書は必要ないだろう」というごく当たり前の声に対して会社側は一方的に苦情処理会議の開催も団体交渉も一方的に拒んだ。

しかし、中労委は「初審命令を取り消し、本件救済申し立てを棄却する。」という命令を発した。年次有給休暇を取得するのに取得理由が必要ないことは、明らかな事実である。診断書の提出を求める事は、労基法により労働者に与えられた権利を否定することである。また、団体交渉を拒否することは、労組法違反になるどころか、憲法28条に定める労働三権を否定することである。

中労委は1992年の「あっせん案」に基づいて団交が開催できない場合は窓口折衝をして解決に向かう事が「労使慣行」と言っている。しかし、窓口折衝が労使慣行となっているという事実はない。団交開催を拒む会社が窓口折衝から前に進めないだけの事である。団体交渉を開催せずに窓口折衝で済ませることを労働委員会が肯定して良いのか。

労基法・労組法、そして憲法にさえ抵触する「労働協約」は正されなくてはならない。

裁判所は、厳正で公正な判断をすることを要請する。

■次回期日は、来年の1月16日11時です。